

## 「一般廃棄物処理業許可基準等要綱」に関する意見公募について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」及び「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成4年条例第44号）」を補完するため、「一般廃棄物処理業許可基準等要綱（昭和46年12月。以下、「要綱」という。）」を制定しております。

現在、本要綱では運搬車両の基準として、一般廃棄物収集運搬業に使用する車両を3台以上保有することと定めていますが、塵芥車については特殊車両であることから、市場では需要に対する供給が少ない状態が続いており、安定した車両の調達に難しい状況となっています。そのため、車両の調達及び維持管理に係る経済的負担の軽減により、事業者の経営の安定化を図ることを目的とし、一般廃棄物収集運搬業に使用する塵芥車については、保有台数の下限を2台と定め、要綱の一部改正を行います。

また、業務内容等の基準として定めている事業活動の月平均稼働日数を20日以上とする要件について、廃棄物の減量化及び資源化の推進や収集運搬体制等の変化により効率的な収集運搬が可能となっている状況を踏まえ、当該要件を削除する要綱改正を行います。

### 1 御意見公募期間

令和8年6月1日(月)から令和8年6月30日(火)まで

### 2 御意見提出方法

次のいずれかの方法により、御提出願います。

なお、電話での御意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

#### (1) 電子メールの場合

電子メールアドレス：sj-gyoresearch@city.yokohama.lg.jp

横浜市 資源循環局 事業系廃棄物対策課 処理業指導係 宛て

#### (2) 郵送の場合

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 23階

横浜市 資源循環局 事業系廃棄物対策課 処理業指導係 宛て

#### (3) F A Xの場合

F A X 番号：045-663-0125

横浜市 資源循環局 事業系廃棄物対策課 処理業指導係 宛て

### 3 注意事項

(1) いただいた御意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

(2) いただいた御意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス

ドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめ御承知おきください。

(3) 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

(4) その他個人情報については、個人情報の保護に関する法律にしたがって適切に取り扱います。

#### 4 御不明な点についてのお問い合わせ先

横浜市 資源循環局 事業系廃棄物対策課 処理業指導係 宛て

電話番号：045-671-2511

※ 電話による御意見は御遠慮くださいますようお願いいたします。